



平成 24 年（行ウ）第 85 号 補助金交付差止等（住民訴訟）請求事件

原告 長瀬猛外 2 名

被告 兵庫県知事

訴えの変更等申立書

平成 25 年 4 月 2 日

（次回期日：平成 25 年 4 月 10 日）

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳永信一

第 1 原告は本件訴状の請求の趣旨第 1 項を以下の請求の趣旨第 1 項のとおり交換的に変更し、本件訴状の請求の趣旨第 2 項と同第 3 項を以下の請求の趣旨第 2 項と同第 3 項のとおり補正する。

請求の趣旨

第 1 項 被告兵庫県知事井戸敏三は、井戸敏三及び学校法人兵庫県朝鮮学園に対し、兵庫県が平成 24 年 12 月 14 日付け外国人学校振興費補助交付決定に基づき、同学校法人に対し、同年 12 月 27 日に交付した外国人学校振興費補助に係る金 1 億 2685 万 5000 円を兵庫県に支払うよう請求せよ。

第2項 被告兵庫県知事井戸敏三は、井戸敏三及び学校法人兵庫県朝鮮学園に対し、兵庫県が平成23年12月1日付け外国人学校振興費補助金交付決定に基づき、同学校法人に対し、平成23年12月15日に交付した金1億3211万2000円を兵庫県に支払うよう請求せよ。

第3項 被告兵庫県知事井戸敏三は、井戸敏三及び学校法人兵庫県朝鮮学園に対し、兵庫県が平成23年11月25日付け私立専修高等課程等生徒授業料軽減補助金交付決定に基づき、同学校法人に対し、平成23年12月15日に交付した金491万円を兵庫県に支払うよう請求せよ。

第2 変更後の請求の趣旨第1項にかかる請求の原因

1 当事者等

訴状の請求の原因第1項（当事者等）を援用する。

2 違法な公金支出

兵庫県は、学校法人兵庫朝鮮学園に対し、平成24年12月14日付け外国人学校振興費補助金交付決定に基づき、平成24年12月27日に同補助金1億2685万5000円を交付した。

同補助金の交付は憲法89条後段及び地方自治法232条の2に違反する違法な行為である。

3 学校法人兵庫朝鮮学園及び井戸敏三の責任

学校法人兵庫朝鮮学園は、故意もしくは過失により、或いは法律上の原因なく、違憲・違法な平成24年度の前記補助金を公金から支出させ、兵庫県に対し、交付を受けた補助金と同額の損害を与え、もしくは、同額を不当に利得したものであるから、兵庫県に対し、同額の損害賠償もしくは不当利得の返還を行う義務がある。

井戸敏三は、平成24年度の兵庫県知事であるが、故意もしくは過失により、違法な補助金の交付を決定したことにより、平成24年度に学校法

人兵庫朝鮮学園に対して交付した前記補助金と同額の損害を与えたものであるから、その損害を賠償する義務を負う。

4 住民監査請求

原告らは、平成24年7月20日付けで兵庫県監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、平成24年度以降の学校法人兵庫朝鮮学園に対する外国人学校振興費補助及び私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助に係る補助金交付の差し止めを求める住民監査請求をおこなったが、兵庫県監査委員は、平成24年9月21日付けでこれを棄却した。

平成24年12月14日付け交付決定に基づく同月27日付け補助金交付により、外国人学校振興費補助の差し止め請求は訴えの利益を失ったが、同差し止め請求と本義務付け請求とには請求の同一性ないし実質的関連性に基づく特段の事情が認められるため本義務付け請求は同差し止め請求訴訟提訴時に提訴されたのと同視され、出訴期間の定めに違反しない。

以上